



調停制度90周年にあたって

民事調停委員 田 中 圓 一

調停制度90周年を迎えるにあたってお祝いと、先輩調停委員のご苦勞と熱意に対して感謝と敬意を表します。

私は平成14年調停委員に任命されました。当初は特定調停（債務の返済が困難な方が返済方法等について話し合う調停）のはしりで、多いときは月に15日程勤務することもありました。思い出深いことは、調停調書を読み上げた後に裁判官が「これだけ皆さんにご面倒お掛けしたのだから、これから3年間節制して健康に気をつけ、交通違反等もしないように。お酒は飲みますか、それだったら飲酒運転しないように。そして返済が終わったら、少しでも社会に貢献できるように頑張りなさい。」と説諭すると、申立人は真剣に「はい」と返事をしていました。帰り際に「有難うございました。」と深々と頭を下げて退室されました。このような場に立ち会え、些かでも申立人のお役に立てたかなと嬉しく思いました。

その後は専門家調停委員として、宅地建物調停の事件を担当することが多くなり、バブル崩壊から10年と相俟って借賃増減請求権による減額調停申立てなど、月当たり数千円から80万円位の賃料減額請求を不動産鑑定士の先生と一緒に解決のお手伝いをさせて頂いたことがたくさんあったと記憶しています。

これは調停前置主義により、借賃増減請求をするときはまず調停を申し立てる必要があることから、経済の大きな変動や公租公課の変動があると、それからしばらくして調停申立てが増加する傾向にあるようです。

それから、賃料不払い、建物賃貸借契約解除、立退き請求等、不景気を反映したような案件も増加しています。

このような事件もありました。滞納額の大きいある家賃請求事件で、申立人の言い分は、「もう顔も見たくない、早く出て行ってもらいたい。出て行けば次の入居者もすぐ決まる。」というものでした。調停委員から、「大家さん、相手方は金が無いですよ。大家さんが引っ越し費用を負担することは考えられませ

んか。」と提案したところ、「入居者が出て行くなら、考えてよいですよ。」となり、「保証人さん、あなたは月々どの位負担できますか。」「月々1, 2万円位だったら。」「月々2万円の支払はできますか。」「はい頑張ります。」とやりとりした結果、「①相手方は3か月以内に明け渡す。②大家さんは立ち退き費用として40万円を支払う。③保証人は月々2万円ずつ20か月大家さんに支払う。④敷金・滞納家賃など他にお互いに請求しない。」という内容の調停案を提案しました。申立人からは、「私が貰えるのですか。」と、驚かれました。このような解決案で双方から喜ばれた思い出があります。秘密保持のため、私たちの資料は、成立後シュレッダーにかけますので、正確には記されていない部分もあるとは思いますが、意のあるところを酌んでいただければ幸甚です。しかし、反面、このような調停をして良かったのか、10年近く経った今でも、反省と自戒をしております。私自身未熟者ですので、調停法にいう互譲の精神とか、ウィンウィン（双方が互いに満足する解決のこと）調停とか、なかなか出来ません。

目指す所は一緒だと良いのですが、条理にかなない実情に即した解決を何時も望んで研鑽し、努力しているところです。

調停室の様子



(長崎簡易裁判所)